

## 質屋営業法及び古物営業法に基づく立入りの規程

平成9年9月1日  
訓令甲第19号

〔沿革〕 平成30年10月 訓令甲第26号  
令和元年12月 同第33号改正

### (趣旨)

第1条 この規程は、質屋営業法（昭和25年法律第158号）第24条第1項及び古物営業法（昭和24年法律第108号）第22条第1項の規定に基づき、質屋及び古物商の営業所、古物商の仮設店舗、質物及び古物の保管場所、古物市場並びに古物市場以外の競り売りの場所（以下「営業所等」という。）に対する警察官の立入り（以下「立入り」という。）に関し、必要な事項を定めるものである。

### (立入りの目的)

第2条 立入りは、盗品等の質受け又は売買を防止するための各種義務の適正な履行及び取扱物品に対する盗品等の混入の有無を確認し、もって窃盗その他の犯罪の防止を図るとともに、その被害品の迅速な回復に資することを目的とする。

### (立入りの種別)

第3条 立入りの種別は、次に掲げるとおりとし、その実施基準は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 通常立入り 新たに営業を開始した営業所等について実態把握上必要と認める場合、古物営業法第22条第3項の規定による報告が警察署長の指定する期日に行われなかった場合又は同項の報告が行われても、その内容が不明確である場合に実施するもの
- (2) 臨時立入り 質屋営業関係法令若しくは古物営業関係法令に違反している疑いが認められる場合、検挙若しくは行政処分（指示を含む。以下同じ。）を行った場合又は営業に関する苦情若しくは違反を行っている旨の風評等がある場合に実施するもの
- (3) 特別立入り 商取引環境の著しい変化等から質屋営業法又は古物営業法の遵守状況を広範囲にわたって調査し、確認する特別の理由を認めた場合に実施するもの

### (立入計画)

第4条 生活安全部長は特別立入りについて、生活安全総務課長及び営業所等の所在地を管轄する警察署長（以下「署長等」という。）は通常立入り及び臨時立入りについて、営業所等の実態に応じた立入計画を策定し、適正かつ効果的な立入りを実施するものとする。

### (立入実施者)

第5条 生活安全総務課長及び警察署長は、立入りを実施する場合は、次に掲げる者のうちから、立入実施者を指定するものとする。

- (1) 生活安全総務課長  
生活安全総務課員
- (2) 警察署長  
生活安全担当課員又は生活安全担当課長の指示を受けた警察官（島部警察署にあっては、防犯担当係員又は次長の指示を受けた警察官）

### (証票)

第6条 質屋営業法第24条第2項及び古物営業法第22条第2項に規定する証票は、警察手帳とする。

### (立入実施上の留意事項)

第7条 立入実施者は、次により立入りを実施するものとする。

- (1) 営業所等の関係者に対し、警察手帳を提示して身分を明らかにするとともに、立入りであることを明確に告げること。
- (2) 立入りは営業時間中に行い、質屋、古物商又は古物市場主の正当な業務を妨害しないこと。
- (3) 立入りの範囲は、営業所等に限るものとし、これらに属さない居室その他私生活に使用されている場所には立ち入らないこと。
- (4) 警察官としての品位を保持するとともに、不用意な言動等により職務の公正性を疑われないように注意すること。
- (5) 立入りは、犯罪捜査のために認められたものではないので、検査又は質問が立入目的以外の事項に及ばないようにすること。
- (6) 立入りは、営業所等の責任者又はこれに代わる者を立ち会わせて行うこと。
- (7) 立入りを拒否された場合は、立入理由を明らかにして説得に努めるなど、無用の紛議を起ささないように慎重を期するとともに、拒否状況等の証拠保全に努めること。

(立入検査事項)

第8条 立入りに当たっては、次の事項について検査するものとする。

- (1) 質屋営業法第13条に規定する帳簿と質物又は古物営業法第16条に規定する帳簿等と保管する古物との照合を行うなどにより、相手方の身分確認、帳簿等の記載、不正品の申告等のいわゆる防犯義務が履行されているか。
- (2) 質屋営業法第4条第1項の規定により東京都公安委員会の許可を要する変更事項について、無許可で変更が行われていないか。
- (3) 質屋営業法第4条第2項及び第3項又は古物営業法第7条第1項及び第2項の規定により東京都公安委員会に届出の義務がある事項について、届出を怠っていないか。
- (4) 質屋営業法第10条の規定による表示及び同法第17条第1項の規定による掲示又は古物営業法第12条の規定による標識の掲示が、適正になされているか。
- (5) 品触れが、質屋営業法第20条第2項又は古物営業法第19条第2項の規定による日付の記載がなされ、かつ、規定する期間保存されているか。
- (6) その他質屋営業関係法令又は古物営業関係法令に規定する義務が適正に履行されているか。

(上申等)

第9条 署長等は、立入り等により法令違反等を発見した場合は、総合的に判断した上で、検挙又は東京都公安委員会（生活安全部生活安全総務課経由）に対する行政処分の上申手続をとるものとする。

(報告)

第10条 署長等は、立入りを実施した場合は、その結果を速やかに生活安全部長（生活安全総務課防犯営業第二係経由）に報告するものとする。

附 則

この訓令は、平成9年9月1日から施行する。